

琴浦町環境基本計画

(第2次)

平成30年3月

鳥取県琴浦町

目 次

第1章 基本的事項

- 1 琴浦町環境基本計画の趣旨 4
- 2 琴浦町の環境の概要 4
- 3 環境基本計画策定の背景 5
- 4 環境基本計画の必要性 6
- 5 環境基本計画の目的 6
- 6 環境基本計画の位置付けと役割 7
- 7 環境基本計画の目標年度 7
- 8 環境基本計画の対象 7

第2章 環境基本計画における町民、事業者、町の役割 7

- 1 町民の責務 8
- 2 事業者の責務 8
- 3 町の責務 8

第3章 基本目標及び基本方針 9

- 1 基本目標 9
- 2 環境基本計画の基本方針 9

第4章 基本方針に基づく実施計画 9

- 1 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進
..... 9
- 2 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承
.....
- 3 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承
.....
- 4 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進
.....

第5章 実施計画の推進と年次報告 9

- 1 実施計画の推進 9

別添1 環境基本計画の基本方針に係る具体的施策、目標一覧
別添2 環境基準、下水道普及率
別添3 ゴミの排出量、ゴミの再資源化量

参考

環境関係条例
・琴浦町環境に配慮したまちづくりの推進に関する基本条例（環境基本条例）	
・琴浦町環境審議会条例	
・琴浦町環境保全条例	
・琴浦町きれいな町づくり条例	
環境関連法規一覧（条文は省略）

第1章 基本的事項

1 琴浦町環境基本計画の趣旨

私たちのまち琴浦町は、南は大山山麓、北は日本海、山と海に抱かれた秀逸な自然に見られるように美しい自然環境に生まれ、清浄な空気、緑豊かな森林、肥沃な土地、豊富な水資源、豊かな海をもたらし、快適で健康的なまちづくりの基盤となってきました。

この恵まれた地域環境を保全、継承するためには、森林の保全、農地の活用、水資源の適切な保全と活用をはじめ、環境への負荷が少ない循環型の社会・経済構造の構築に努める必要があります。

そこで、町、町民及び事業者が協力して環境に配慮したまちづくりの取組を進め、更には地球環境の保全につなぐことに努めます。このため、本町においては、平成24年9月に「**琴浦町環境に配慮したまちづくり推進に関する基本条例**」（以下、環境基本条例という。）を制定しました。環境基本条例の理念を具体的に実現するために、環境基本条例に規定する「**琴浦町環境基本計画**」（以下、環境基本計画という。）を策定します。内容の詳細は各章で述べますが、「環境に配慮したまちづくり」を着実に進めるために、過大な負担や性急さのない「環境基本計画」とします。

2 琴浦町の環境の概要

琴浦町は鳥取県の中部に位置し、人口は17,730人、総面積は139.92K㎡、この内、森林面積84K㎡、農地28.6K㎡で北は日本海、南は中国山地の秀峰大山を望み、海岸部の平地、中山間地、山地と自然条件に恵まれ、人の生活と諸産業が調和しながら発展し今日に至っています。

海岸線は、全長約15kmで、赤碕本港、逢束港などの港湾と、八橋海水浴場などの砂浜、地域振興を行っている鳴り石の浜などの礫浜等、形態は多様です。周辺との景観の調和の促進、水質保全、海岸漂着物の回収など多くの環境保全や継承に関する取組みがなされています。

海岸部の平野から山間地にわたる居住地域では、それぞれの生活領域の美化、河川の水質保全、諸産業に係る公害防止等、取組みがなされています。また、国の特別史跡斎尾廃寺跡をはじめ、多くの文化財が点在し、光の鰻絵、小泉八雲が絶賛した海岸の風景や町並みなど美しい景観が心をなごませ、その保全や継承の取組みも進んでいます。

山間部の大山隠岐国立公園の範囲内には、国の史跡で、後醍醐天皇の行宮跡のある船上山、日本の滝百選の大山滝など誇るべき自然、歴史的景観が多く、貴重な動植物も成育し、清浄な空気や水の源でもあります。

3 環境基本計画策定の背景

(1) 国の背景

戦後、わが国では、高度経済成長期の、産業に起因する公害問題の対策を計画的に実施するために「公害対策基本法」を制定し、自然環境の保全を推進するために「自然公園法」、「自然環境保全法」を制定しました。その後の都市化、生活様式の変化、地球温暖化の問題等も顕在化してきました。

このような背景から、平成5年に制定された「**環境基本法**」において、環境政策の新たな理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための施策の枠組みを示しています。翌年には「**環境基本計画**」が策定されました。この計画を基本として、循環型社会形成、生態系の多様化の保全などのために、関係法規が整備されました。この内、平成12年には、循環型社会の構築を目指し「**循環型社会形成推進基本法**」が、平成20年には、生物多様性の恩恵を次代につなぐために「**生物多様性基本法**」が制定されています。平成25年4月には、「**小型家電リサイクル法**」が施行されています。平成29年8月には、水銀による環境汚染や健康被害の防止のため、水銀及び水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制・管理する国際条約、「**水俣条約**」が発効しました。水銀の製品表示と適正回収が努力義務とされました。

(2) 世界の背景

世界的には、平成9年に、「気候変動枠組条約第3回締約国会議」が京都で開催され、地球温暖化防止のため先進国全体で平成24年までに平成2年比約5.2%の温室効果ガスの削減を盛り込んだ「**京都議定書**」が採択されました。その後数々の議論を経て平成23年の同会議で、新たな枠組みや目標達成を平成32年までとすることなどが合意されています。

また、生態系や自然環境の保護や保全などを目的とした、「ワシントン条約」や「ラムサール条約」などが広く知られており、平成22年には、生物多様性の新たな国際ルールを示した「**名古屋議定書**」が採択されています。平成27年12月には、京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルール、「**パリ協定**」が採択され、平成28年11月に発効しました。産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く抑えることが目標で、全ての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要があります。

(3) 県の背景

一方、鳥取県では、平成8年に「**鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例**」を制定し、平成11年に「**環境基本計画**」を策定しました。その後、平成17年には、地球温暖化や自然環境の多様性の損失などへの対応も踏まえた改訂が行われ、平成24年には、さらに、社会経済情勢の変化や科学技術の進展といった観点から「**第2次鳥取県環境基本計画**」が策定されました。この計画

の実行計画であるとっとり環境イニシアティブプラン（第1期）が同年に、平成28年には第2期プランが策定されています。最近では、都道府県では初となる「鳥取県星空保全条例」が成立しました。美しい星空を県民の貴重な財産として保全し次世代に引継ぎ、観光及び地域経済の振興や環境教育に生かしていくことになっており、平成30年4月から施行されます。

（4）町の背景

市町村合併前の、東伯町、赤碕町時代からそれぞれ「環境保全条例」「環境審議会条例」及び関係規則などが整備され、公害防止、ゴミの減量化及び再生資源化、海岸や集落周辺、国立公園内の美化などに関し息の長い取組みがなされてきました。

平成16年9月の合併後の琴浦町においても、これらを引継ぎ、必要な施策を実施してきました。平成21年には、「琴浦町きれいな町づくり条例」を制定し、ゴミのポイ捨て防止や愛玩動物の飼育による地域環境の汚染防止などを規定し、きれいで住みよいまちづくりの推進を行ってきました。このような背景から、平成24年9月には、恵まれた地域環境を次代に継承し、環境への負荷の少ないまちづくりを推進し、さらには、これらの取組が、地球環境の保全につながることを目的に、一体的政策推進のための基本理念を明らかにした「環境基本条例」を制定しました。平成25年11月には、中部1市4町で小型家電リサイクル法による小型家電の分別収集を開始しています。平成29年には、琴浦町環境保全条例施行規則を一部改正し、町内で（小型）風力発電施設を建設する場合には、少なくとも町に協議が必要とし、無届け・無許可で（小型）風力発電設備が建設されることのないようにしています。

4 環境基本計画の必要性

豊かな自然や景観を有する琴浦町ですが、遊休農地や手入れのされていない山林の増加などがこの豊かな自然の保全に少なからず影響を及ぼしています。社会・経済活動の拡大による、石油などの燃料、電力の消費増大、ゴミの排出量の増加など、環境への負荷も増加しています。

このようなことから、環境に配慮したまちづくりを推進するために町、町民、事業者が行う施策は、町の環境の保全・継承の基礎となり、さらには地球環境の保全に貢献することが求められています。

そのためには、これらのことを推進するために、「環境基本条例」に基づく「環境基本計画」を策定し、少しずつでも着実に環境に配慮したまちづくりを進める必要性があります。

5 環境基本計画の目的

「環境基本計画」は、「環境基本条例」の基本理念に基づく基本方針により、

環境に配慮したまちづくりが目的です。取組みは総合的かつ計画的に行い、負担感の少ない着実な取組みの推進を図っていきます。

「環境基本条例」における基本理念（条文）は次の通りです。

地域環境の保全・継承は地球環境の保全につながります。

(1) 人と自然が共生することができる地域環境を形成・保全し、確実に将来へ継承することは、地球環境の保全につながるものであることを認識し、行動しなければならない。

学ぶことにより環境意識の向上と環境負荷の低減に取り組めます。

(2) 地球環境の保全に必要な事項を自らの問題として常に学び、環境意識の向上に励み、環境への負荷が少ない循環型の社会・経済構造の構築に努めなければならない。

環境に配慮したまちづくりの推進をします。

(3) 町、町民及び事業者は、施策・活動において地域環境の保全に対する意識をもち、それぞれが自主的かつ積極的及び相互に協力して、環境に配慮したまちづくりの取組を進めなければならない。

6 環境基本計画の位置付けと役割

(1) 位置付け

町が策定する各部門の計画や実施する施策のうち、環境にかかわりのあるものについては、本計画との整合性を図るものとします。

(2) 役割

- ・第4章に規定する目標の達成について方向性を示します。
- ・町、町民、事業者の責務と取組みの方向性について示します。
- ・地域環境の保全、継承が地球環境の保全に貢献する内容を示します。

7 環境基本計画の目標年度

環境基本計画の目標年度は、5年後の平成34年度末までとします。

ただし、環境を巡る状況等に変化があった場合、その他必要のある場合は、そのつど見直し等を行います。

8 環境基本計画の対象

「環境基本計画」の対象地域は、琴浦町全域とします。また、対象分野は「環境基本条例」の基本方針に基づき次の項目とします。

環境の分類	環境の要素
地域環境	水、大気、公害防止など
地球環境	地域環境の保全・継承による地球温暖化防止など

自然環境	山岳、森林、農地、海洋、動植物など
環境に配慮したまちづくり	活動・施策に対する環境意識の向上、再生可能エネルギーの積極的導入など
環境意識	環境学習、町民環境意識の向上

第2章 環境基本計画における町民、事業者、町の役割

「環境基本計画」の実践主体者は、町民、事業者、そして町です。「環境基本条例」の基本理念を具体的にするには、これらが一体となり、環境意識を常に持ち相互に協力していくことが必要です。

1 町民の責務

町民は、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減及び公害の防止並びに自然環境の適正な保全に努めるために、資源の循環利用、再生可能エネルギー導入への配慮、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生又は排出の抑制に努めていただきます。

このためには、地球環境の保全を念頭に地域環境の保全に自ら努め、必要な事項を自ら学ぶとともに、町及び事業者が実施する施策・活動に協力するよう努めていただきます。

2 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、常に地球環境の保全を意識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じていただくこととします。

そのためには、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷の低減に資する原材料及び役務の利用・導入並びに廃棄物の発生又は排出の抑制及び適切な処理が図られるよう必要な措置を講じていただくこととします。

事業活動において、資源の循環利用、再生可能エネルギー導入及びエネルギーの有効利用に努め、地球環境の保全を念頭に地域環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町及び町民が実施する施策・活動に協力するよう努めていただきます。

3 町の責務

町は、常に地域環境の保全に対する意識をもち、環境に配慮したまちづくりに必要な施策を策定し、実施する責務があります。

このため、町は、施策・活動を実施するにあたり、環境に配慮した資源の循環利用、再生可能エネルギー導入促進、エネルギーの有効利用及び廃棄物

の発生又は排出の抑制を自ら行い、併せて適切な普及啓発を行うことが必要で、さらに、町民及び事業者の実施する施策・活動に協力し、及び支援するよう努めるものとします。

第3章 基本目標及び基本方針

1 基本目標

『環境に配慮したまちづくりの推進』

平成25年9月は、「環境基本条例」制定1年目になることから、生活の中の環境を見つめ直すスタートの年とします。

2 環境基本計画の基本方針

環境基本条例に規定した、次の4項目を環境基本計画の基本方針とします。

町は、環境政策の策定及び実施にあたっては、次に掲げる事項を対象とし、施策相互の連携を図るとともに、町民、事業者と協力し、これを総合的かつ計画的に負担感の少ない着実な推進を図るものとします。

- (1) 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進
- (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承
- (4) 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進

第4章 基本方針に基づく実施計画

実施計画の策定にあたっては、各基本方針の全体像、現状課題を明らかにし、具体的施策と目標を設定します。なお、平成24年度の現状について、一部、集計データ等の都合により、平成23年度等の数値によるものがあります。また、必要な基準やデータは別添します。

1 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進

【全体像】

町の産業、経済基盤と共存しつつ、公害のない、快適で環境に配慮したまちづくりを進めます。

【現状と課題】

琴浦町は農林水産業、商工業ともに県内町村の中では規模、内容ともに大き

く、これらの事業や業務による公害を防止するため、必要に応じて事業主等と環境保全に関する協定を結びます。

健康で快適なまちづくりを推進するため、良好な環境を継承し、家庭や事業活動、町の施策において環境への負荷の低減を図ることが必要です。

【基本的施策】

(1) 大気環境の維持、継承

良好な大気環境の維持、継承のため、違法な野外焼却の禁止の徹底、特例によるものについての縮減、事業所による排煙の基準遵守を図るため、関係機関との連携強化、広報等による普及啓発に努めます。

(2) 水質汚濁の低減

豊かな海や河川を次代に継承するため、事業所の排出水の検査又は指導を継続し、水質汚濁低減対策について関係機関との連携を行います。

(3) 悪臭の低減

本町内では、人口の多い海岸部を中心に規制区域があります。悪臭の発生を防止するため、ゴミや廃棄物の管理の徹底、適正な家畜及び愛玩動物の飼養、家庭排水等の下水道（浄化槽）処理の促進、野外焼却の禁止（特例については縮減）など諸施策の普及、啓発を図ります。

(4) 騒音、振動の低減

本町内には、法による規制地域はありませんが事業所、工事現場等について、騒音・振動の低減に努め、平穏で快適なまちづくりを推進します。

(5) 愛玩動物の適正な管理

愛玩動物と自然環境及び生活環境の関わりを考慮した上で、社会的責任を十分に自覚し、法律で定められた予防接種を適正に行うなど、自然環境及び生活環境を損なうことなく適切で終生飼養を行う等普及啓発を図ります。

(6) 地下水の涵養

地下水は地域共有の貴重な資源であり、適正な利用が行われるとともに、将来にわたり地下水の恩恵を享受できなくてはならないことを、地域住民・事業者とも理解し、地域全体で健全な水循環が保持されていくように普及啓発を行います。

【具体的施策と目標】 ※環境基準は別添 2 を参照。

項目	現状 (平成 29 年度)	目標 (平成 34 年度末)
1-①海洋、河川の水質保全	工業排水については基準値の範囲内、河川水質については日常生活面で不快感を生じる箇所はありませんでした。概ね環境基準に達しています。 水量が少ない川で pH が若干基準外の川が 1 箇所ありました。	平成 29 年度における調査、検査等を継続します。町内の全ての河川は水質基準に適合した状態とします。
内容	海岸、河川等への工業排水の排出については、1 社と公害防止協定を結び原因者の負担により専門事業者が排水の水質検査を実施し、海洋の状況調査は、赤碕町漁業協同組合に委託し実施し、河川の水質検査は、町内 16 河川を対象に実施。生活廃水等、適切に処理し排水するための諸施策、普及啓発に努めます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・富栄養化や水質汚染につながる汚水等を排出しないよう生活の工夫をします。 ・下水道接続可能区域となった場合は早めに接続し環境負荷低減を図ります。 ・排水の浄化設備等を保有している場合は点検、清掃を適正に行います。 ・行政区内の側溝等の美化活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に伴う排水は環境基準を遵守するよう業務内容や設備、作業工程等を適切なものとします。 ・排水の浄化設備等の点検、清掃を適正に行います。 ・下水道接続可能区域となった場合は早めに接続し環境負荷低減を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋や河川の環境保全についての普及啓発を図ります。 ・工業排水や河川の水質検査等を定期的に行い、水質汚濁の防止に努めます。 ・海洋や河川の環境保全につながる施策を講じます。 ・下水道整備の普及啓発に努めます。 ・行政区内の清掃活動等に助言、支援を行います。
項目	現状 (平成 29 年度)	目標 (平成 34 年度末)
1-②生活排水の処理	下水道接続可能区域における接続率（平成 28 年度末）は東伯処理区で 73.8%、赤碕処理区で 74.3%。また、浄化槽は 710 基あり、その法定点検率は 60.4%	接続可能区域における接続率及び浄化槽法定点検率が計画初年時に比して向上した状況とします。 〔数値目標：下水道接続率及び浄化槽法定点検率を〕

	です。	それぞれ5%以上向上]
内容	<p>下水道計画区域での整備率、接続可能区域での普及率向上、浄化槽の法定点検率向上に努めます。</p> <p>快適で健康的なまちづくりのためにも普及啓発の促進に努めます。</p>	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> 生活雑水の富栄養化や水質汚染につながる物質を排出しないよう生活の工夫をします。 下水道接続可能区域となった場合は早めに接続し環境負荷低減を図ります。 排水の浄化設備等を保有している場合は点検、清掃を適正に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の下水道接続の相談、実際の施工にあたっては、住宅所有者等と十分な調整の上、適切な施工等となるよう努めます。 浄化槽の点検、清掃にあたっては、説明責任を果たし、必要に応じて町等とも連携し適切な設備での運用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道接続の普及率向上のため普及啓発に努めます。 下水道接続に必要な助言や支援を行います。 適切な状態での浄化槽の運用となるよう、施策を講じると共に、普及啓発にも努めます。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
1-③野外焼却	春先や秋など特に農地などにおいて野外焼却が多く行われる実態があり、煙や臭いに関する苦情が10件程度あります。	特例による野外焼却を極力なくし、不法な野外焼却を撲滅に近い状態とし、苦情件数を減少させます。
内容	<p>野外焼却は法により禁止されており、汚染物質の排出や火災、悪臭の防止のためにも根絶に向けての普及啓発を行います。</p> <p>特例により認められているものについても、関係諸団体と連携し焼却以外の処理を進め、特例行使についても減少に努めます。</p>	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ゴミの処理について指定された方法での処理を行います。 特例行使を減少するため再利用等の工夫を行います。 やむを得ず特例行使を行う場合は住宅地等生活区域近くでは行いません。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業廃棄物について適正な処理を行います。 関係諸団体で特例行使の削減について周知を図ります。 やむを得ず特例行使を行う場合は住宅地等生活区域近くでは行いません。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染物質の排出抑制、火災防止、悪臭防止等の観点から、特例分も含め野外焼却ゼロに向けた普及啓発を図ります。 農業関係団体等との連携を図り特例による野外焼却の減少を図ります。

項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
1-④騒音・振動・大気汚染・悪臭の防止	騒音、振動、大気汚染、悪臭とも法的規制基準を超える箇所はありませんが、農地における施肥や爆音機等の音に関する苦情があります。	計画初年時と同じく、法的規制基準値を超える箇所がなく、悪臭については苦情が発生しない状況とします。
内容	騒音・振動について、琴浦町は法的規制区域の設定はありませんが、社会、経済活動において法的規制値を超えることのないよう、普及啓発を図ります。大気汚染については排出の基準を守る普及啓発を行います。悪臭については、町内のおおむね人口の多い市街地で法的規制区域を設けており、快適で健康的な生活を営むためにも、法規制基準値を遵守するよう、指導、普及啓発に努めます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミ、ペットなど適正に管理し悪臭の発生を防止します。 ・大気汚染の原因にもなる野焼きを行わないよう努めます。 ・近隣に騒音被害が出ないように努めます。 ・自家用車は省エネルギー対策車の導入に努めます。 ・徒歩や自転車及び公共交通の利用を促進し、自家用車の利用の削減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動等において発生する、騒音、振動、悪臭は、法的規制区域にかかわらず法的基準の範囲内となるよう努めます。 ・事業活動において、大気汚染物質の排出基準を守ります。 ・事業用自動車については、省エネルギー対策車の導入促進、マナーのよい運転に努めます。 ・徒歩や自転車及び公共交通利用の通勤の実践などにより自動車の利用自粛を図り大気汚染防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法的規制区域にかかわらず、法的基準の範囲内となるよう、普及啓発に努めます。 ・悪臭の発生源対策を進めます。 ・公用車は省エネルギー対策車の導入を促進します。 ・公用車の運転マナーを向上させ騒音、振動の減少に努めます。 ・徒歩や自転車及び公共交通利用の通勤の実践などにより自家用車の利用自粛を図り、大気汚染防止に努めます。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
1-⑤犬、猫等の愛玩動物の飼養	適切な飼養に係る狂犬病予防接種率は、68.3%。 (H28) 放し飼い、散歩中の汚物処理、鳴声等に関する苦情があります。	計画初年時に比して、狂犬病予防接種率の向上した状況とし、飼養に係る苦情を減少します。 〔数値目標:狂犬病予防接種率を10%以上向上〕
	愛玩動物は法に基づく適正な管理の下、終生飼養し、家族等とのふれあ	

<p>内容</p>	<p>いを行うことが大切で、法の規制のあるものの飼養、飼養途中での放流、放棄の禁止、飼養で出る汚物の適正処理の徹底について必要に応じた指導及び普及啓発に努めます。</p>	
<p>町民の役割</p>	<p>事業者の役割</p>	<p>町の役割</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく適正管理を行います。 ・終生飼養を行います。 ・飼養で出る汚物の適正処理を行います。 ・異動があった場合は、届出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく適正な愛玩動物の販売や譲渡を行います。 ・獣医師による狂犬病予防接種の促進を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく適正な管理、終生飼養、飼養で出る汚物の適正処理の徹底などの普及啓発に努めます。 ・飼い主のいない猫については、不妊去勢手術について県の補助金も活用しながら対応します。 ・狂犬病予防注射が済んでいない犬の飼い主に、通知を送付します。
<p>項目</p>	<p>現状 (平成29年度)</p>	<p>目標 (平成34年度末)</p>
<p>1-⑥地下水の涵養</p>	<p>近年、琴浦町に新規進出や規模拡大した事業所は、地下水を多く使用する事業所が多く、地下水の減少が心配されます。</p>	<p>地下水が地域の貴重な資源であり、将来にわたり恩恵を受けることができるように、住民・事業者が共通理解のうへ地域が発展できるように普及啓発する。</p>
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水が地域共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることから、適正な利用が行われるとともに、地域住民がその恩恵を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。 ・地下水は地域住民の生活や産業活動に重要な役割をはたしていることから、健全な水循環が維持されるようにしなければならない。 	
<p>町民の役割</p>	<p>事業者の役割</p>	<p>町の役割</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・所有山林の間伐等の適正管理。 ・里山の適正管理、河川の整備など、積極的に自治会で取組を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動で地下水を使用する場合は、出来る限り節水に努め地元住民から理解が得られるように努力する。 ・雨水や再生水の使用も検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の重要性について、町民や事業者へホームページや広報で普及啓発を行います。

2 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全継承

【全体像】

生態系に配慮しながら自然とふれあい、ボランティアによる環境愛護推進、自然への環境負荷を少なくするまちづくりを目指します。

【現状と課題】

私たちのまち琴浦町は、美しい自然環境に恵まれ、この自然環境が清浄な空気、緑豊かな森林、肥沃な土地、豊富な水資源、豊かな海をもたらし、快適で健康的なまちづくりの基盤となっています。特に船上山、大山滝の位置する東大山山系、加勢蛇川、勝田川を中心とした水系、特徴ある形状の海浜等には、貴重な動植物が多く生息しています。この自然環境を総合的に保全継承し、これらと共存を図りつつ生態系等の保全を図る必要があります。

また、自然環境の保全には、ゴミの不法投棄撲滅に向けた取組みや、ボランティアを中心とした海岸漂着物の回収、地域環境の美化の促進を図る必要があります。

【基本的施策】

(1) 海岸及び河川の清掃・愛護活動の推進

町内の海岸、河川等の美化、保全について、アダプトプログラム（道路、河川など一定区域が、住民や企業によって愛情と責任を持って清掃美化をすること）の導入促進を図るなど、ボランティアを中心とした、親しみをもった愛護活動を推進し、自然環境、生態系等の保全、継承を進めます。

また、河川、道路等の整備の際には、環境に配慮した整備を行います。

※アダプトとは養子の意

(2) 自然とふれあう体験の推進

次世代を担う子どもたちに、将来にわたって高い環境意識をはぐくむため、幼少期からの環境教育を行います。

また、町や諸団体等が実施する、自然とのふれあいをテーマとしたイベント等が自然環境の保全・継承の推進となるよう、実施諸団体と連携を図ります。

【具体的施策と目標】

項目	現状 (平成29年度末)	目標 (平成34年度末)
2-①海岸漂着物	日本を含む沿岸各国の不法投棄、船からの不法投棄、荒天等による流失などにより、気象、海洋条件により多くの漂着物があり、主にボランティアにより回収を行っています。	ボランティアや関係諸団体の活動をより活性化し、計画初年時より良好な景観が見られる状態とします。 〔数値目標:海岸清掃を定期的に行う団体を増やす〕
内容	町民、事業者、町が主体となった団体等（登録16団体）による、ボランティア活動で海岸漂着物を回収し、景観の保全、周辺地との調和、海洋汚染の防止に努めます。海岸漂着の原因となる不法投棄の撲滅に関する施策を講じます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・海岸部での活動においてはゴミの持ち帰りをを行います。 ・生態系の保全に努めます。 ・清掃活動等へ参加します。 ・地域全体で海岸周辺の環境保全活動を行います。 ・NPO法人や地域団体が実施する海岸保全に係る活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸部の事業活動においては、廃棄物、汚水の排出がないよう努めます。 ・排水を河川や水路に排出する際は、地域住民から苦情が出ないように努力します。 ・地域での清掃活動への参加及び事業団体での取組みの拡大に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の海岸での不法投棄監視を継続実施します。 ・大型漂着物、災害に係る回収について海岸管理者等と連携した対応に努めます。 ・町民や事業者等の清掃活動の助言、支援を行います。
項目	現状 (平成29年度末)	目標 (平成34年度末)
2-②サケの遡上する河川	河川水質については、1-①の通りです。黒川・勝田川では、サケの遡上が確認されています。小学校4校でサケの稚魚の放流を実施しています。	河川の水質保全を進め、サケの遡上する河川を実現します。 〔数値目標:サケの遡上する河川を3以上に増やす〕
内容	本章1の1-①「海洋、河川の水質」を基本に、河川の水質保全に努め良好な自然環境の保全、継承を図ります。	

町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・関係河川の清掃活動に参加します。 ・愛玩動物等の放流、放棄を行いません。 ・小学校が実施しているサケの稚魚の放流活動に参加協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業排水を河川に放流する場合、法の規制を遵守します。 ・関係河川の清掃活動に参加します。 ・河川での公共工事等を実施する場合、環境に配慮した工法の実施に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民、事業者等による清掃活動への助言、支援等を行います。 ・河川の公共工事等について環境に配慮した発注に努めます。
項目	現状 (平成29年度末)	目標 (平成34年度末)
2-③国立公園内における美化、保全活動	国立公園内の美化、保全活動により、関係施設、登山道等について、冬場以外のこれらの状況は利用者にとってほぼ支障のない状態となり自然と景観の調和が保たれています。	ボランティアや関係諸団体の活動をより活性化し、計画初年時より良好な状態とします。
内容	美化については船上山山麓、一向ヶ平周辺(大山滝)について年間回数を決めて実施し、保全活動は必要随時実施し、自然環境と景観の調和、保全に努めます。ボランティア活動を推進し、またアダプトプログラムを活用した団体等の育成、参加者増加に努めます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動に参加します。 ・国立公園内では、ルールを守った登山、散策、活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動の参加、協力を努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園監視員、文化財保護委員等による監視を行います。 ・町民、事業者等による清掃活動の助言、支援を行います。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
2-④幼少期からの環境学習(保全活動)	・保育園(こども園)、小中学校が独自で環境学習を行っている。	全小中学校で環境学習実施を目標とします。併せて、身近な場所での環境保全活動実施し、循環型社会やリサイクルの普及啓発を行う。

内容	児童、生徒の関心に基づいて、自然観察やリサイクル活動、地球温暖化防止活動など、学校、地域の中で身近に出来る取組みを行います。実施事業については県と連携した支援を行います。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・児童、生徒の活動に協力します。	・環境に関する実施事業のノウハウなど、こどもエコクラブの継続、発展に資する事項について協力を努めます。	・活動に必要な支援を県と連携して行います。 ・環境に関する資料提供や、助言等を行います。 ・コトウラ環境リサイクルの会の実施する保育園（こども園）、小中学校での環境学習に協力します。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
2-⑤自然観察会等の開催	国立公園内の散策や歴史探訪、また身近な自然の観察やふれあいの機会を設けています。	国立公園内の散策や歴史探訪、また身近な自然の観察やふれあいの機会を計画初年時に比して充実します。県の星空保全条例の保全区域、星空観察会の実施も検討する。
内容	社会教育課の国立公園内の山岳散策等事業、その他諸団体が実施する事業の普及啓発に努めます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・機会をとらえて関係事業に参加します。 ・生活の中に自然とふれあう機会を設けるよう工夫をします。 ・星空（夜空）に関心を持ち、星空の保全に努めます。	・機会をとらえて関係事業に参加します。	・関係事業の普及啓発に努めます。 ・町民、事業者等が実施する関係事業について助言、支援を行います。 ・星空保全条例の実施について、県と連携して推進します。

3 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承

【全体像】

自然、文化、産業が調和し、地域の歴史や伝統が裏打ちされた景観の形成、保全、継承を進めます。

【現状と課題】

開発行為、宅地開発等の土地利用に関する適正な指導を図り、自然景観と歴史、風土と調和の取れた計画的な開発に努めます。

【基本的施策】

(1) 景観の保護・形成

快適な環境の創造のために、歴史的文化的景観等を保護すると共に、空家の特定空家化を予防し、併せて有効活用を図り、自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるものとします。

(2) ゴミのポイ捨てや不法投棄防止による景観維持

美しい町並みの維持のために、平成21年に制定した町のポイ捨て条例の趣旨の普及、啓発を図り、町民や町に滞在、通過する方々の環境意識の向上に努めます。

不法投棄の防止については、町の不法投棄監視員（赤碕、東伯地区各1人）を中心に、啓発や監視に努め、県とも連携して取組みます。特に、中山間地、河川、海岸での監視を強化し、自然や景観にダメージを与えないためにも、必要に応じて啓発看板等を設置するなど対策を講じ、不法投棄の未然防止を推進します。

(3) 景観の保全

調和のとれた景観の維持、継承を図るため、環境美化活動の推進に努めます。海岸部においては、ボランティアを中心とした年間2回程度の海岸漂着物回収、集落周辺については地域住民を中心とした清掃活動を継続、拡充し、その他必要な地域においては土地管理者などと連携し、景観の保全に努めます。

(4) 農地や森林の保全と活用

適正な管理の普及啓発、活用を図り、次代に継承されるよう、関係機関、団体と連携に努めます。

【具体的施策と目標】

項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
3-①不法投棄監視	2名体制により月1回以上、町内の監視を行っています。町域が広大で、中山間地～山地にかけて監視の目が届きにくく、不法投棄が後を絶ちません。	当分2名体制とし、海岸周辺・中山間地における監視体制を強化し、計画初年時より不法投棄が減少した状態とします。
内容	現在、2名で区域を定め月1回以上の監視（巡視）を行い、不法投棄の防止に努めています。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミなどの適正な処理に努めます。 ・不法投棄の現場を確認した場合は所轄官庁等に届出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業による廃棄物について適正な処理を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄監視員による監視や巡視を強化します。 ・不法投棄禁止看板、監視カメラ等の設置など県等と連携の上、防止活動に努めます。 ・悪質な事案については警察等と連携の上、厳正に対処します。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
3-②不法投棄の撲滅	現在確認されている不法投棄の箇所は、10箇所、特に中山間地～山地に多く見受けられます。	不法投棄撲滅を実現した状況とします。
内容	特に中山間地の谷あいにおいて監視の目が届きにくいこともあり、不法投棄が後を絶たない現状があります。このため、景観の保全や生態系の保全の観点から不法投棄撲滅を念頭にした諸施策を講じます。また、4に掲げる施策の普及啓発を図り、ゴミ等の適正処理の普及啓発を図ります。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの適正な処理に努めます。 ・所有地であっても、不用物などの放置をしないように 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業による廃棄物について適正な処理を行います。 ・事業所周辺環境は、清掃やごみ拾い等で地域に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄禁止看板設置等をはじめ県等と連携し防止活動に努めます。 ・不法投棄者が特定出来ないもの

努めます。 ・地域の生活環境は地域で協力して保持に努めます。		の内、順次、県等の支援を受けて撤去の促進を図ります。 ・監視カメラも活用しながら、予防対策を行います。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
3-③空家等の適正管理	平成28年3月の実数調査の結果、525軒の空き家が存在することが判明。危険な状況となっている空家(特定空家)が増加している。今後は、人口減少も影響し空き家の増加が懸念されている。また、所有者不存在物件も増加傾向である。	所有者に対し適切な管理を求め、特定空家(危険空家)の発生を防ぐ。また、空家の有効活用を図り、移住定住につなげる。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の所有者に適正管理を促すため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、指導、勧告、命令を実施する。また、相続放棄などによる所有者不存在物件については、代執行も視野に取り組みを進める。 ・活用可能な空き家については、空き家ナビへの登録などを実施し有効活用を図る。 	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
空家の適正管理を行う。	所有している建物・倉庫等の適正管理を行う。	空き家の特定空家(危険空家)化の防止と空家の有効活用。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
3-④自然と景観の調和のとれた環境に配慮した産業の育成	関係法令や環境保全条例に基づき景観、自然、快適なまちづくりに配慮して、事業の展開を図っています。	事業展開にあたっては、さらに、十分な事前の検証を行い環境に配慮したまちづくりを行います。
内容	<p>景観、自然、地域環境に影響を及ぼすと考えられる、事業展開については事前の十分な検証を行うと共に、事業の稼働後についても、必要に応じて検証等を行い、これらとの調和を図ります。</p>	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・景観、自然、地域環境との調和のとれた産業の育成の必要性を認識し、計画段階か	<ul style="list-style-type: none"> ・景観、自然、地域環境と調和のとれた事業展開となるよう心がけます。 ・町民、関係団体等に十分に説明する 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業育成にあたっては、地域環境の保全、継承を念頭に計画を立案し町民、事業者、関係諸団体と十

らの説明会等に参加します。	場を持ち事業進行を行います。	分な調整の上、事業を実施します。 ・事業展開後も必要な検証を行い、地域環境の保全、継承に努めます。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
3-⑤農地の保全	約0.54K㎡の耕作放棄地があります。	計画初年時に比して耕作放棄地が増加しない状態とします。
内容	大地の恵み、清浄な空気、水の確保、外来動植物の繁茂の抑制等の観点から農業振興、農地の適正な活用を図り、荒廃農地の削減を図ります。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・所有農地の適正な管理を図ります。 ・実益、趣味にかかわらず作物(植物等)を育てることの有効性を認識します。 ・遊休農地や耕作放棄地の増加の抑制のために、農地の貸借等相互協力に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有農地の適正な管理を図ります。 ・継続した農業経営が出来るよう町や関係諸団体との連携に努めます。 ・農業者以外の事業者の異業種参入の場合、農業への計画も考慮します。 ・担い手の不足により農業からの離脱や規模縮小を抑えるため、農地の貸借や事業協力等に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の継続的な展開のために必要な施策を講じ、助言、支援に努めます。 ・遊休農地の活用について必要な施策を講じます。 ・新たに農業に参入する町民、事業者等に助言、支援を行います。 ・規模の大小にかかわらず農業やガーデンニングの要望に応えられる施策を講じます。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
3-⑥森林の保全	管理の行き届かない森林が多く見られます。	管理の行き届いた山林が増加した状態が見られるようにします。
内容	清浄な空気や水の確保、生態系の保全の観点等から、森林の適正な管理の促進、林業振興及び県産材の活用を図ります。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・所有森林の適正な管理に努めます。 ・森林等における自然観察会等に参加し意識を高めます。 ・地縁団体所有の森林の間伐 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係諸団体とも連携し、森林の適正な管理の促進に努めます。 ・関係諸団体とも連携し、町産材が地域で活用されるよう事業展開を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の適正な管理の助言、支援を行います。 ・県産材の活用について普及啓発、支援を行います。 ・森林等における自然観察会等に

等の手入れを行います。		町民や事業者等の開催について 助言、支援を行います。
-------------	--	-------------------------------

4 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進

【全体像】

ゴミの減量化を進め、再資源化の向上を目指すと共に、再生可能エネルギーの導入促進を図り、家庭での省エネルギー対策を進め、これらを総合的に温室効果ガスの削減につなげ、地球環境の保全に貢献します。

【原状と課題】

日常生活や事業活動の中では、利便性、生産効率の追求から、多くの資源やエネルギーを消費し、なおかつ、様々なものを廃棄しています。

次代に、恵まれた環境を継承するために、環境への負荷が少ない循環型社会・経済構造の構築に努める必要があります。

そこで、町民、事業者、町が協力して様々な施策において、これらのことを具体化する必要があります。

【基本的施策】

(1) ゴミの減量化と資源化

資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量、及びこれらに係る費用負担が軽減されるように努めます。

家庭や事業所から出る紙ごみについて、普及啓発を図り可能な限り資源化すると共に、生ゴミについては、水切りの徹底の普及啓発と、公共施設分等をはじめとして液肥などへの再資源化を図る方策を模索し減量化に努める。

(2) 4R 運動の推進

廃棄物のリフューズ（断る）・リデュース（減量）に努めるとともに、廃棄物とされたものはリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を通じて資源としてできる限り利用するシステム構築と実践者の拡大を図り、4つのRが定着した循環型社会の形成を目指します。

必要のないもの又は必要性の乏しい物は購入しない、再利用、再生使用の普及啓発を図り、廃棄物（ゴミ）の減量化に努めます。

(3) マイバック運動の推進

4R 運動の推進につながり、限られた資源の活用を図るため、マイバック利用促進を進めます。

ノーレジ袋の普及啓発や、県や中部関係市町、関係団体等の協力により、レジ袋有料化施策を実現する必要があります。

(4) 省エネルギー政策の推進

家庭や事業所でのエネルギーの効率的利用により、家計負担の軽減、事業経費の効率的運用、環境意識の向上を図ります。

(5) 再生可能エネルギーの導入促進

家庭及び事業所への再生可能エネルギーを活用したシステムの導入を促進し

ます。河川等の水流を活用した小水力発電システムの導入について、関係機関と協力し実現を図るよう検討します。その他の再生可能エネルギー関係機器については必要に応じて普及啓発を図ります。これらの事業の実施にあたっては、町内産業の活性化を主眼に促進します。

また、再生可能エネルギーに関する情報については、環境意識向上の観点から必要性を勘案し普及啓発に努めます。

(6) 温室効果ガスの削減

町民、町、事業者が行うあらゆる施策について温室効果ガスの排出の抑制を念頭に地球環境の保全につながるよう、配慮するよう努めます。

このためには、(5)の施策に併せ、個人、事業所などの所有を問わず、自動車の適正な運行管理を行う普及啓発を図り、町が使用する公用車について、更新を行う場合は特殊車両を除き、電気自動車およびHV車を主として、省エネルギー対策車の導入を促進します。

また、校庭や園庭などの芝生化、森林、農地の適切な管理の促進を図り、清浄な大気の維持に努めます。

(7) 公的認証制度の調査研究

ISO制度（ISO14001等、環境マネジメント）など、将来導入が考えられる公的認証制度について、機会をとらえて調査研究を行います。

【具体的施策と目標】 ※ゴミの排出量、再資源化量は別添 参照。

項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
4-①ゴミの減量化	ゴミの中部1市4町の総排出量は、30,813t(平成28年度実績)です。 琴浦町の総排出量は、4,610tです。	ゴミの総排出量を計画初年時に比して減少させ中部広域ふるさと連合負担金も減少した状況にします。 部分的にでも生ゴミの再資源化をします。 〔数値目標:ゴミの総排出量を5%削減、231t〕
内容	ゴミの分別を徹底し、資源化を促進し総量の削減を図ります。ほうきリサイクルセンターやクリーンランドほうき等のゴミ処理施設の延命化に寄与します。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの少ない生活様式の工夫に努めます。 ・ゴミの資源化を図り、可燃ごみの減少に努めます。 ・食べ残しによる、生ごみを出さないようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの資源化を図り、可燃ごみの減少に努めます。 ・廃棄物の少ない製品の造成を図ります。 ・飲食店で食べ残しを減らすように、持帰り等できるように工夫します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別や減量、資源化への普及啓発に努めます。 ・役場で排出されるゴミの減量を目指した取組みを行います。 ・事業上排出された生ゴミの資源化の促進を図ります。 ・水銀含有廃棄物である、蛍光灯・体温計・血圧計・電池等の分別回収を検討します。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
4-②ゴミの資源化	再資源化するゴミは、468t(平成28年度実績:団体回収及び倉吉資源リサイクル事業共同組合搬入分)です。	計画初年時に比して可燃ゴミ等非リサイクルゴミを減量し、再資源を増加します。〔数値目標:再資源化するゴミを5%以上増加〕
内容	紙ごみ、アルミ缶、布類、ペットボトル、発泡スチロールなど資源化につながるゴミは、町や小学校区で行う定期回収や、事業者の行う拠点回収を活用して、資源化の促進を図ります。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割

<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの少ない生活様式の工夫を図ります。 ・ゴミの資源化を図り、可燃ごみ・特に生ごみの減少に努めるとともに、堆肥化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の少ない事業展開や製品の造成に努めます。 ・廃棄物を資源として活用する事業の創造を図ります。 ・町等が行う、拠点回収に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化の効果も含めて普及啓発を行います。 ・地域や団体等で取組む再資源化事業（回収等）について、助言、支援を行います。 ・廃棄物を資源として活用する事業に助言、支援を行います。 ・従来行っていなかった、雑紙等のリサイクルを推進し、さらに可燃ごみのリサイクルを行います。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
4-③4R運動 リフューズ(断る)、リデュース(減らす)、リユース(再利用)、リサイクル(資源を再利用)	総合的な普及啓発を行っており、マイバック持参運動等街頭啓発等を行っています。レジ袋有料化導入は、全店舗実施には至っていませんが、平成30年4月から鳥取中央農協傘下の店舗がレジ袋有料化実施されます。	4R運動がさらに定着した状況とします。
内容	ゴミの減量、再資源化など循環型社会の基本である4R運動の普及啓発を図り、環境に配慮したまちづくりを進めるための諸施策を講じます。レジ袋有料化については、事業者ごとにできるところから取組を行い、推進していきます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・生活全般を、4R運動を基本に見直し環境への負担を軽減します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用可能な容器類等の回収に努めます。 ・必要性の少ない製品包装を省き、ゴミの減量化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4R運動の普及啓発の進展を図ります。 ・レジ袋を食品スーパー等全店舗有料化に向けた取組みを中部関係機関と連携の上進めます。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
4-④家庭、事業所等への再生可能エネルギー等新エネルギーシステムの導入	家庭用太陽光発電システム・コージェネレーションシステム(エネファーム等)・薪ストーブ等については一定の助成を行っています。太陽	新エネルギーシステムも県等と連携の上、支援対象とします。事業所、公共施設への導入促進を図ります。

	光発電の普及率は全世帯の約2.6%です。新エネルギーシステムについて公共施設で3箇所（八橋こども園、こがね保育園・しらとりこども園）にペレットストーブの導入を行っています。	[数値目標:木質バイオマス関連機器(薪ストーブ・ペレットストーブ)普及率2%以上]
内容	環境への負荷低減を図るためコージェネレーションシステムをはじめ、家庭用蓄電池、熱交換など新エネルギーシステム等再生可能エネルギーの普及啓発、導入促進を図り、県等関係機関と連携の上、支援を行います。事業所、公共施設等には、これらについて継続した導入促進を図ります。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築、改築時には、新エネルギーシステムの導入を検討します。 日頃から再生可能エネルギーに関する知識を得、実際の導入の際にはその活用を図り、経済的で効率的となるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> コージェネレーションシステムをはじめ新エネルギーシステムへの紹介、営業、施工に際しては説明責任を踏まえ、適切に行います。 事業について、新エネルギーシステムの導入検討に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーである、新エネルギーシステムの普及啓発及び県等関係機関と連携の上、支援を行います。 特に災害時でも電気（明かり）や湯が使用可能なシステムの普及啓発及び支援を行います。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
4-⑤家庭省エネルギー対策	家庭での省エネルギー対策について機会をとらえて普及啓発を行っています。太陽光発電以外の家庭省エネルギー対策の実態把握は出来ていません。	多くの家庭がエネルギー削減のため、照明器具をLEDに変更したり、風呂のシャワーヘッドを節水型に変更するなど省エネルギーに努める状況にします。
内容	家庭ごとの環境負荷低減と環境意識の向上を図るため、省エネルギー繋がる方法の普及促進を行い、家庭の取組みを推進していきます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> 日頃から省エネルギー対策に係る知識を得るよう努めます。 省エネルギーに関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> 町民等の自動車や電化製品等の購入等については、環境負荷の少ないものを提案し、十分な説明を行い適切な購入等となるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での省エネルギー対策に関する普及啓発を行います。 再生エネルギー等の省エネルギー機器の普及啓発を行います。

<p>により、エネルギー消費を抑え環境負荷低減と家計費の削減に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車や電化製品等の購入にあたっては、環境負荷の少ないものを選ぶよう努めます。 ・電化製品等で適切な時期に更新又は廃棄することが省エネルギー対策上、望ましいものについては、製品等に対する知識を持つよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電化製品の耐用年数等、機会をとらえて消費者に周知し、不具合の発生を未然に防ぐよう努めます。 	
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
4-⑥小規模水力発電所の導入	<p>情報収集や立地等に関する調査等を行っています。小規模水力発電所については、船上山ダムが稼働しており、町が管理・運営しています。</p>	<p>民間活力を主体に、小水力発電所については稼働を前提とした状況とします。〔数値目標：新規小規模水力発電施設1箇所以上〕</p>
内容	<p>自然、地形、遊休土地を、再生可能エネルギーの導入促進に活用するため、民間活力を主体とした、小水力発電所の導入の促進を図ります。</p>	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー導入の有効性等について知識を得るよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業関係の遊休土地等での再生可能エネルギーの生産等の可能性について検討に努めます。 	<p>事業展開の進捗に関して、必要に応じて情報提供、助言、支援を行います。</p>
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
4-⑦自家用車、事業用自動車、公用車等の省エネ対策車比率の向上	<p>自家用車、事業用自動車の購入、買替、借入に際しては省エネルギー対策車となるよう普及啓発を行っています。役場公用車について1台の電気自動車と3台のHV車</p>	<p>役場公用車の購入、買換借入に関しては、出来る限り、HV車等省エネルギー対策車とします。〔数値目標：役場本庁分庁普通公用車数1割減少させ</p>

	の所有があります。	る(バス、特殊車両除く)「3台削減」]
内容	環境負荷低減と省エネルギー対策を図るため、自家用車、事業用自動車の購入、買替、借入に際しては、燃料電池車、電気自動車、HV車、省エネルギー対策車となるよう普及啓発に努め、役場公用車については、特別の事情を除きこれらを導入します。電気自動車を導入した際には、町民の体験利用が可能となるような方を講じます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・自家用車の購入、買替、借入に際しては省エネルギー対策車を検討するよう努めます。	・事業に供する自動車の購入、買替、借入に際しては省エネルギー対策車を検討するよう努めます。	・役場公用車の保有体制については省エネルギー対策車となるよう計画的な購入、買替、借入に努めます。
項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成34年度末)
4-⑧温室効果ガスの削減と地球環境保全	再生可能エネルギー活用システムの導入フロン類削減などの促進及び、役場庁内での対策会議を設け温室効果ガス全般の削減に取り組んでいます。	役場では平成28年比平成34年度の削減達成目標(10%削減)以上の状態とします。
内容	家庭や事業所でのフロン類など温室効果ガスの排出削減、省エネルギー対策、再生可能エネルギー導入促進、庁内での「地球温暖化対策主任会議」を実施継続し、率先した取組みを行い、この取組みの浸透を図り、温室効果ガスの削減の施策が地球環境保全につながるよう努めます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・温室効果ガスの削減の基礎単位となる、家庭での省エネルギー対策を進めます。	・事業における省エネルギー対策を進め、温室効果ガスの削減に努めます。 ・事業所内での対策会議等を設置し削減目標を設定するなど具体的な対策の検討をすることに努めます。	・継続的な普及啓発を行います。 ・上記会議を継続し、役場の目標の達成を図ります。

※環境基本計画の基本方針に係る具体的な施策、目標一覧は別添をご参照ください。

第5章 実施計画の推進と年次報告

1 実施計画の推進

第4章に掲げる具体的施策の推進については、環境基本条例の基本理念を基に、町、町民、事業者がそれぞれの施策で実践し、また相互に協力して推進します。施策については地域環境の保全、継承を念頭に、さらには、地球環境の保全につなぐこととなるように努めます。

これらを効果的に進めていくためには、それぞれの最小単位の行動が集積されることが必要です。

また、この進行管理を着実にを行い、適切な計画の見直し行うことも大切です。

(1) 環境審議会の役割

基本計画の推進及び振興管理に係る町民の代表組織として位置づけるとともに、町長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項、環境の保全、継承に関する重要な事項を調査、及び審議、提言します。

- ・環境基本計画の策定、計画の中間見直し、更新にあたっては、中心的な役割を担います。
- ・環境基本計画の年次報告、一部改正などは、報告を受け、必要に応じて意見を付します。

(2) 庁内組織の役割

「地球温暖化対策主任会議」を基本計画の実施計画の目標の達成のための進行管理の中心として、基本方針に係る施策を積極的に進め、職員の意識醸成を推進します。

- ・環境基本計画における、年次報告の作成、計画の一部改正など実務の中心的な役割を担います。

(3) 関係例規の整備

現在次の例規を整備していますが、基本計画の遂行に必要と思われる場合は、新たに制定することも考えられます。

- ・琴浦町環境に配慮したまちづくりの推進に関する基本条例（環境基本条例）
- ・琴浦町環境審議会条例
- ・琴浦町環境保全条例
- ・琴浦町きれいな町づくり条例

※各条例条文は参考ページをご参照ください。

(4) 年次報告

環境基本条例の規定に基づき、基本計画の実施計画の目標の達成度、効果などの年次報告を行います。年次報告の時期は、3年目を目途に行い、内容は環境審議会で審議されたものとし、町HPを主体に広報を行うものとします。

■年次報告書の記載事項

- ・ 町を取り巻く環境の状況について
- ・ 環境に関する取組の実施状況について
- ・ 計画で定めた数値目標の状況について
- ・ その他

(5) その他

基本計画の目標の達成のために、細部にわたるシステムについては必要に応じて作成し目標達成を円滑に進めるように努めます。

別添1 環境基本計画の基本方針に係る具体的施策、目標一覧

※ 目標は平成29年度に対する目標です。

1 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進				
番号	項目番号	項目	平成34年度 目標概要	平成34年度 数値目標
1	1-①	海洋、河川の水質保全	調査、検査等を継続し、町内の全ての河川は水質基準に適合した状態とします。	—
2	1-②	生活廃水の処理	接続可能区域における接続率及び浄化槽法定点検率が計画初年時に比して向上した状況とします。	〔数値目標：下水道接続率及び浄化槽法定点検率をそれぞれ5%以上向上〕
3	1-③	野外焼却	特例による野外焼却を極力なくし、不法な野外焼却を撲滅に近い状態とし、苦情件数を減少させます。	—

4	1-④	騒音・振動・大気汚染・悪臭の防止	計画初年時と同じく、法的規制基準値を超える箇所がなく、悪臭については苦情が発生しない状況とします。	—
5	1-⑤	犬、猫等の愛玩動物の飼養	計画初年時に比して、狂犬病予防接種率の向上した状況とし、飼養に係る苦情を減少します。	[数値目標：狂犬病予防接種率を10%以上向上]
6	1-⑥	地下水の涵養	地下水が地域の貴重な資源であることを住民・事業者が共通理解できるように普及啓発する。	
2 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承				
7	2-①	海岸漂着物	ボランティアや関係諸団体の活動をより活性化し、計画初年時より良好な景観が見られる状態とします。	[数値目標：海岸清掃を定期的に行う団体を今以上に増やす]
8	2-②	サケの遡上する河川	河川の水質保全を進め、サケの遡上する河川を実現します。	[数値目標：サケの遡上する河川を2以上確保]
9	2-③	国立公園内における美化、保全活動	ボランティアや関係諸団体の活動をより活性化し、計画初年時より良好な状態とします。	
10	2-④	幼少期からの環境学習(保全活動)	全小中学校での実施を目標とします。	[数値目標：全ての保育園(こども園)、小中学校で環境学習(保全活動)を実施する]
11	2-⑤	自然観察会等の開催	国立公園内の散策や歴史探訪、また身近な自然の観察やふれあいの機会を計画初年度に比して充実します。県の星空保全条例関連事業に参加協力します。	[数値目標：星空観察会の実施回数を2以上に増やす]

3 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承

12	3-①	不法投棄監視	当分2名体制とし、特に中山間地における監視体制を強化し、計画初年時より不法投棄が減少した状態とします。	
13	3-②	不法投棄の撲滅	不法投棄撲滅を実現した状況とします。	
14	3-③	空家等の適正管理	所有者に適切な管理を求め特定空家の発生を防ぎ、空家の有効活用を図る。	
15	3-④	自然と景観の調和のとれた環境に配慮した産業の育成	事業展開にあたっては、さらに、十分な事前の検証を行い、環境に配慮したまちづくりを行います。	
16	3-⑥	農地の保全	計画初年時に比して耕作放棄地が増加しない状態とします。	
17	3-⑦	森林の保全	管理の行届いた山林が増加した状態が見られるようにします。	

4 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進

18	4-①	ゴミの減量化	ゴミの総排出量を計画初年時に比して減少させ中部広域ふるさと連合負担金も減少した状況にします。部分的にでも生ゴミの再資源化をします。	〔数値目標:ゴミの総排出量を5%削減〕
19	4-②	ゴミの資源化	計画初年時に比して可燃ゴミ等非リサイクルゴミを減量し、再資源を増加します。	〔数値目標:再資源化するゴミを5%以上増加〕
20	4-③	4R運動の推進	4R運動がさらに定着した状況とし、レジ袋有料化を	

			事業者個別に推進します。	
21	4-④	家庭、事業所等への再生可能エネルギー等新エネルギーシステムの導入	再生可能（新）エネルギーシステムを県等と連携の上、支援対象とします。事業所、公共施設への導入促進を図ります。	〔数値目標：再生可能（新）エネルギーシステム普及率3%以上〕
22	4-⑤	家庭省エネルギー対策	多くの家庭がエネルギー削減のため、照明器具をLEDに変更や風呂のシャワーヘッドを節水型に変更する等省エネルギーに勤める状況にします。	
23	4-⑥	小規模水力発電所の導入	民間活力を主体に太陽光発電所を1箇所以上稼動とし、小水力発電所については稼動を前提とした状況とします。	〔数値目標：新規小規模水力発電施設1箇所以上〕
24	4-⑦	自家用車、事業用自動車、公用車の省エネ対策車比率の向上	役場公用車の購入、買換借入に関しては、出来る限り、HV車等省エネルギー対策車とします。	〔数値目標：役場本庁分庁普通公用車1割削減(3台)〕
25	4-⑧	温室効果ガスの削減と地球環境保全	役場では平成19年比平成26年度の削減達成目標（5%削減）以上の状態とします。	

別添2 環境基準、下水道普及率
水質基準(河川、湖沼、海域)

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群 数 (MPN)	科学的酸素要求量 (COD)
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg /1以下	25mg /1以下	7.5mg /1以上	50MPN /10m以下	基準値 設定なし

A	水道1級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg /1以下	25mg /1以下	7.5mg /1以上	1000 MPN / 100m 1以下	
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg /1以下	25mg /1以下	5mg /1以上	5000 MPN / 100m 1以下	
C	水道3級、工業用水1級、及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg /1以下	50mg /1以下	5mg /1以上		
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg /1以下	100mg /1以下	2mg /1以上		
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg /1以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg /1以上		

上記基準は、環境基本法に基づく生活環境の保全に関する水質基準（一般項目）によります。

備考

- 1 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg / 1以上。

参考

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
水道3級：前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの。
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等β—中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む。）において不快感を生じない程度。

工業排水基準

項目	排水基準	備考
水素イオン濃度	5.8以上8.6PH以下	<ul style="list-style-type: none"> ・この基準は水質汚濁防止法に基づく一律排水基準のうち、生活環境項目によります。 ・基準値は日間平均値によります。
生物化学的酸素要求量	160mg/ℓ以下	
科学的酸素要求量	160mg/ℓ以下	
浮遊物質量	200mg/ℓ以下	
大腸菌群数	3000個/ml以下	

悪臭に関する基準

悪臭防止法の規定により、規制区域、規制区分を指定し、指定した区域内の全ての工場、事業場から排出される悪臭を規制対象としています。

1 規制基準区域の区分

地域	区分	区域	琴浦町区分区域
都市計画法上の市街化区域及びこれに相当する区域	主として住居商業を中心とした区域	A	<ul style="list-style-type: none"> ・規制区分はA及びB 【A区域】 ・八橋地区（徳万地域、一部除く）
	主として工業の用に供されている地域、その他固有の悪臭に順応の認められる地域。	C	
上記以外の区域で市街化区域に準ずる地域	主として住居商業を中心とした区域	A～B	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安地区（浦安中心部付近） 【B地区】 ・赤碕地区（一部国道9号線南側除く）
	主として工業の用に供されている地域、その他固有の悪臭に順応の認められる地域。	C	
その他の地域	多数の人が集合する場所、多数の人が利用する学校、病院等の周辺地域	A～B	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の八橋地区、浦安地区
	主として農業漁業のために供される地域	C	

2 敷地境界線における特定悪臭物質濃度規制基準 単位：PPM

区分/物質	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン
A区域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005
B区域	2	0.004	0.06	0.05	0.009	0.02
区分/物質	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバレラルデヒド	イソバレラルデヒド
A区域	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003
B区域	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003

区分/物質	イソブタ ノール	酢酸エチ ル	メチルイソ ブチルケト	トルエン	スチレン	キシレン
A区域	0.9	3	1	10	0.4	1
B区域	0.9	3	1	10	0.4	1
区分/物質	プロピエ ン酸	ノルマル 酪酸	ノルマル 吉草酸	イソ吉草 酸		
A区域	0.03	0.001	0.0009	0.001		
B区域	0.03	0.001	0.0009	0.001		

騒音、振動に関する基準

琴浦町は、騒音規正法、振動規正法の規制区域の指定はありませんが、県公害防止条例に規定する基準には該当します。

1 深夜騒音に関する基準（県公害防止条例）

区域の区分	基準値（dB）
法規制区域以外の区域で、工業専用地域等を除く地域	45dB（22:00～翌朝6:00）

2 拡声器騒音の基準（同上、概略）

種別	区分	規制地域その他	範囲等	基準値
商業放送	地上	学校、図書館、医療施設、介護施設等周辺	概ね50m以内	禁止
	航空機	8:00～17:00	地上において	65dB以下
種別	区域の区分	時間帯	基準値（dB）	
事業場等の構内放送、屋外における催事等	法規制区域以外の区域で 工業専用地域等を除く	6:00～22:00	70	
		22:00～6:00	45	
上記以外	同上	基準値（dB）		
		70		

※拡声器使用制限の対象とならない場合

災害時放送、公共交通案内放送、電気、ガス、水道等事業に関する放送、公職選挙法に関する放送、祭礼、慣習等に関する放送、など。

下水道普及率（平成28年度）

処理区分	計画人口	供用開始	整備率	下水接続	接続率
公共下水道	13,717	11,582	84.4	8,576	74.0
東伯処理区	7,511	6,328	84.2	4,670	73.8
赤碕処理区	6,206	5,254	84.7	3,906	74.3

農業集落排水	3,681	3,681	100.0	3,203	87.0
--------	-------	-------	-------	-------	------

別添3 ゴミの排出量、ゴミの再資源化量

1 年度別家庭ゴミ排出量（ほうきりサイクルセンター搬入量）（単位：kg）

種 別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
可燃ゴミ	3,254,420	3,202,030	3,179,370	3,142,650
不燃ゴミ	140,130	122,420	123,000	128,090
可燃性粗大ゴミ	116,100	106,690	121,580	139,510
不燃性粗大ゴミ	31,940	30,200	26,770	29,500
小型家電		4,310	12,860	15,830
計	3,542,590	3,465,650	3,463,580	3,455,580

2 年度別事業系ゴミ排出量（ほうきりサイクルセンター搬入量）（単位：kg）

種 別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
可燃ゴミ	1,230,920	1,185,200	1,186,150	1,128,790
不燃ゴミ	20,980	14,010	17,850	13,290
可燃性粗大ゴミ	22,870	18,760	18,840	10,940
不燃性粗大ゴミ	730	3,650	1,550	1,020
計	1,275,500	1,221,620	1,224,390	1,154,040

3 全体ゴミ排出量（単位：kg）

種 別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
家庭ゴミ	3,542,590	3,465,650	3,463,580	3,455,580
事業系ゴミ	1,275,500	1,221,620	1,224,390	1,154,040
総 計	4,818,090	4,687,270	4,687,970	4,609,620

4 ゴミの再資源化量（団体回収分）（単位：kg）

種 別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
古紙類	514,638	487,282	551,625	356,460
金属類	10,586	9,953	10,825	8,100
ビン類	5,773	5,856	4,855	3,632
計	530,997	503,091	567,305	371,823

5 ゴミの再資源化量（倉吉資源リサイクル事業協同組合分）

(単位：kg)

種 別	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
新聞	20,040	17,050	16,850	14,310
雑誌	15,140	13,180	16,600	12,800
段ボール	9,120	8,980	9,500	8,810
牛乳パック	1,420	1,440	1,350	1,220
古着	37,620	38,270	39,830	33,700
ペットボトル	21,560	20,570	20,980	21,400
発泡スチロール	5,702	5,507	5,723	5,165
計	110,602	104,997	110,833	97,405

6 全体ゴミ再資源化量

(単位：kg)

種 別	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
団体回収	530,997	503,091	567,305	371,823
倉吉資源リサイクル事業共同組合	110,602	104,997	110,833	97,405
総 計	641,599	608,088	678,128	469,228

参考 環境関係条例

平成 2 4 年琴浦町条例第 2 5 号

琴浦町環境に配慮したまちづくり推進に関する基本条例

前文

私たちのまち琴浦町は、南は大山山麓、北は日本海、山と海に抱かれた秀逸な自然に見られるように美しい自然環境に育まれてきた。この自然は、清浄な空気、緑豊かな森林、肥沃な土地、豊富な水資源、豊かな海をもたらし、快適で健康的なまちづくり基盤となっている。

この恵まれた地域環境は、先人より受け継がれてきた私たちのかけがえのない財産であるとともに、人々の心の安らぎでもある。

しかしながら、これまでの過度な産業活動による、地球温暖化、異常気象など全地球規模の顕著な環境の変化は、このまま行けば、私たちの生活環境はもとより、全ての生物の生存基盤まで脅かすことになりかねない。

このような現状を認識した上で、人と自然との共生を地球環境の保全につながるために、連綿と育まれてきた恵まれた自然環境を確実に将来に継承することが私たちの責務である。

このためには、森林の保全、農地の活用の継続、水資源の適切な保全と活用をはじめ、環境への負荷が少ない循環型の社会・経済構造の構築に努める必要がある。

私たちは、町、町民及び事業者が協力して環境に配慮したまちづくりの取組を進め、琴浦町から地球環境の保全を提唱し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境に配慮したまちづくりについて、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、それぞれが地域環境の保全に対する意識を持ち、環境に配慮したまちづくりの取組を進め、もって町民が健康で文化的な生活を将来にわたって営むことができる良好な環境の確保に寄与すること、更には地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 町内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 第1条の目的を達成するために次の三つを基本理念とする。

- (1) 人と自然が共生することができる地域環境を形成・保全し、確実に将来へ継承することは、地球環境の保全につながるものであることを認識し、行動しなければならない。

(2) 地球環境の保全に必要な事項を自らの問題として常に学び、環境意識の向上に励み、環境への負荷が少ない循環型の社会・経済構造の構築に努めなければならない。

(3) 町、町民及び事業者は、施策・活動において地域環境の保全に対する意識をもち、それぞれが自主的かつ積極的及び相互に協力して、環境に配慮したまちづくりの取組を進めなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に地域環境の保全に対する意識をもち、環境に配慮したまちづくりに必要な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、施策・活動を実施するにあたり、環境に配慮した資源の循環利用、再生可能エネルギー導入促進、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生又は排出の抑制を自ら行い、併せて適切な普及啓発を行う責務を有する。

3 町は、町民及び事業者の実施する施策・活動に協力し、及び支援するよう努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減及び公害の防止並びに自然環境の適正な保全に努めるために、資源の循環利用、再生可能エネルギー導入への配慮、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生又は排出の抑制に努めるものとする。

2 町民は、地球環境の保全を念頭に地域環境の保全に自ら努め、必要な事項を自ら学ぶとともに、町及び事業者が実施する施策・活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、常に地球環境の保全を意識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷の低減に資する原材料及び役務の利用・導入並びに廃棄物の発生又は排出の抑制及び適切な処理が図られるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動において、資源の循環利用、再生可能エネルギー導入及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

4 事業者は、地球環境の保全を念頭に地域環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町及び町民が実施する施策・活動に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第7条 町は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進
- (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承
- (4) 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進

(環境基本計画)

第8条 町長は、前条の基本方針に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 基本方針に基づく目標
- (2) 基本方針に基づく施策の方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画の策定にあたっては、町民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、琴浦町環境審議会条例（平成16年条例第137号）に定める琴浦町環境審議会（以下「審議会」）の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書の作成)

第9条 町長は、毎年度、環境基本計画に沿った施策の状況等を記載した報告書を作成し、これを公表するものとする。

(関係機関との連携等)

第10条 町は、国、県及びその他関係機関と連携して情報の提供・共有を図り、環境保全にかかる施策・活動に資するとともに、地球環境の保全に関する国際協力の貢献に努めるものとする。

(調査の審議等)

第11条 環境の保全に関する必要な調査審議は、審議会で行う。

(委任)

第12条 本条例の基本理念に基づく必要な施策は、この条例並びに琴浦町環境保全条例（平成16年条例第136号）及び琴浦町きれいな町づくり条例（平成

21年条例第28号)で定めるもののほか、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成16年琴浦町条例第137号
改正 平成24年8月29日条例第22号

琴浦町環境審議会条例

(設置)

第1条 琴浦町の環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、
琴浦町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者 20人以内

(2) 町の職員 1人

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞し
たものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき
は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席要求)

第6条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、専門の事項を研究討議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

2 平成22年9月1日に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成25年3月31日までとする。

附 則(平成24年8月29日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

平成16年琴浦町条例第136号
改正 平成24年6月15日条例第18号

琴浦町環境保全条例

(目的)

第1条 この条例は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営む上において環境の保全が極めて重要であることにかんがみ、環境基本法(平成5年法律第91号)その他関係法令及び鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)に特別

の定めがあるもののほか、事業者、町及び町民の環境の保全に関する責務を明らかにし、環境保全に関する町の施策の基本となる事項を定めることにより、町民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(事業者の責務)

第2条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害の防止については、事業者自身が社会的責務を有するとの自覚に基づき、その責任において必要な措置を講ずるとともに、町長が実施する生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、自然的社会的条件に応じた環境保全に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、日常生活において互いに生活環境を損なうことのないように心掛け、進んでその整備に努めるとともに、町長が実施する生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(町の施策等)

第5条 町長は、町民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するため、おおむね次に掲げる事項につき必要な施策を講じ、公害の防止に努めるものとする。

- (1) 総合開発計画その他の地域開発計画の策定及び実施に当たっての公害防止に関すること。
- (2) 公害防止に資するために必要な監視、測定及び調査研究に関すること。
- (3) 公害に関する知識の普及と啓発に関すること。
- (4) 公害防止についての指導及び事業者が実施する公害防止のための施設等の設置又は改善についての融資のあっせんに関すること。
- (5) 緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。

2 町長は、前項の施策を実施するに当たり、事業者より負担金を徴収することができる。

(苦情の処理)

第6条 町長は、生活環境に係る苦情等の申立てがあったときは、速やかにその実情を調査し、当該苦情を適切に処理するよう努めなければならない。

(公害防止計画の協議)

第7条 事業者は、公害が発生し、又は発生するおそれがあると予想させる工場、事業所、施設等(以下「工場等」という。)を設置し、又は変更をしようとするときは、あらかじめ公害防止計画について町長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議には、次に掲げる事項を記載した計画書を町長に提出しなければならない。

- (1) 工場等の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (2) 業種及び主要な生産品目
- (3) 建物及び施設の構造並びに配置
- (4) 主要機械の種類及び使用方法
- (5) 原材料及び燃料の種類並びに使用予定量
- (6) 製造工程
- (7) ばい煙、粉じん、悪臭、排出水、騒音又は振動の処理方法
- (8) その他町長が必要と認める事項

3 この条例施行の際、既に工場等を設置して操業を行っている事業者(設置の工事を行っている事業者を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長と第1項の規定による協議をしなければならない。

- (1) 前条に規定する苦情の申立てに関係のある工場等で、その改善がなされず、又はその改善が不備と認められるもの
- (2) この条例施行の日以前において、町長が公害の防止について必要な措置を講ずるよう通告している工場等で、当該措置が実施されず、又はその措置が不備と認められるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が公害の防止通告について特に必要と認めるもの

(公害防止対策の勧告)

第8条 町長は、事業者が前条第1項又は第3項の規定による協議に応じないとき、又はその事業活動によって公害が発生し、若しくは発生するおそれがあると認めるときは、公害の防止についての必要な措置を講ずることを当該事業者に勧告することができる。

(勧告に基づく措置等)

第9条 前条の規定による勧告を受けた事業者は、第7条第1項又は第3項の規定による協議をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議に当たり、必要に応じて琴浦町環境審議会(以下「審議会」という。)又は審議会の専門部会の意見を聴くことができる。

3 事業者は、第1項の規定による協議が完了したときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(公害の防止協定の締結)

第10条 町長は、公害防止のため必要があると認めるときは、事業者との間に公害防止に関する協定及びそれに類するもの(以下「協定等」という。)を締結することができる。

2 町長は、前項の規定による協定等を締結しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

3 第5条第2項に定める負担金の額については、協定等により定めるものとする。

(燃焼不適物の焼却禁止)

第11条 何人も、住居が密集する地域内でみだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他燃焼に伴って悪臭が生じ、又は著しいばい煙及び有毒なガスが発生するおそれのあるものを多量に焼却してはならない。

(家畜等飼養施設の維持管理)

第12条 家畜又は家きんの飼養施設を管理する者は、汚物、汚水の処理設備を設け、これを衛生的に維持管理し、悪臭の発散及び汚物、汚水の流出防止に努めなければならない。

(緩衝地帯の設置)

第13条 工場等を設置し、又は変更しようとする者は、生活環境を保全するために必要な緩衝地帯を設けなければならない。

2 この条例施行の際、既に工場等を設置して操業を行っている事業者は、前項に規定する緩衝地帯を設けるよう努めなければならない。

(し尿浄化槽の維持管理)

第14条 し尿浄化槽を設置している者は、し尿浄化槽を衛生的に維持管理しなければならない。

(排水の処理)

第15条 家庭排水を排出する者は、これを衛生的に維持管理し、公共水路等を汚染することがないように努めなければならない。

(立入調査)

第16条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして工場等に立ち入り、その施設及び関係する書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の東伯町環境保全条例(昭和54年東伯町条例第17号)又は赤碕町環境保全条例(昭和49年赤碕町条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年6月15日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に締結された協定等については、なお従前の例による。

平成21年琴浦町条例第28号

琴浦町きれいな町づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、ごみのポイ捨て及び飼い犬等のふん害を防止することにより、きれいな町づくりを推進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に居住若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 町内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) ポイ捨て 空き缶等を持ち帰らずに放置し、又はこれらを収納するための容器以外の場所に捨てることをいう。
- (4) 空き缶等 缶、瓶、ペットボトル等の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、包装袋、チューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、紙くずその他投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (5) 公共の場所等 道路、河川、山林、公園その他公共の場所及び屋外の町民等が広く利用する場所をいう。
- (6) 土地所有者等 町内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 飼い犬等 飼い犬、その他愛玩用の動物をいう。
- (8) 犬のふん害 飼い犬等のふんの放置により、公共の場所等を汚すことをいう。

(町の責務)

第3条 町は、きれいな町づくりを推進するため、ごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する必要な施策を総合的に実施しなければならない。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を原則として持ち帰らなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず町民等は、空き缶等を適正に收容することができる回収容器が設置されている場合においては、空き缶等を回収容器に收容することができる。この場合において回収容器が空き缶等を分別することができるものであるときは、適正に分別して回収容器に收容しなければならない。

3 町民等は、町が実施するごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、空き缶等の散乱防止に努めなければならない。

2 事業者は、ごみのポイ捨ての防止について、従業員等に対する意識啓発その他必要な措置を講ずるとともに、町が行う環境美化施策に協力しなければならない。

3 容器入り飲料を屋外又は屋外に面した場所で販売する者(自動販売機によって販売する者を含む。(以下「飲料販売者」という。))は、その販売する場所に当該容器を回収する容器を設置し、これを適正に管理するとともに、周辺の清掃を行わなければならない。

4 飲料販売者は、前項の規定により回収容器を設置する場合は、空き缶等を分別して収容することができる回収容器とするよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めなければならない。

2 土地所有者等は、町が行う環境美化施策に協力しなければならない。

(ごみのポイ捨て、空き缶等の投棄の禁止)

第7条 何人も、公共の場所等にごみのポイ捨て、空き缶等を投棄してはならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第8条 飼い犬等を所有し、又は管理している者(以下「飼い主」という。))は、公共の場所等において飼い犬等がふんをしたときは、これを回収し、持ち帰らなければならない。

2 飼い主は、町が実施する飼い犬等のふん害防止に関する施策に協力しなければならない。

(指導)

第9条 町長は、第7条、第8条の規定に違反した者に対し、職員を当該土地、又は建物に立ち入らせ、空き缶等の回収、及び飼い犬等のふんの回収、並びに

その他必要な措置を講ずるよう必要な調査、指導をさせることができる。

2 第1項により職員による調査を受けた者は、その調査に協力しなければならない。

(勧告)

第10条 町長は、第7条、第8条の規定に違反した者に対し、原状の回復その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 町長は、前条の規定により勧告を受けた者が従わないときは、当該勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第12条 町長は、前条の規定により命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、その命令内容を公表することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

環境関連法規一覧(条文は省略)

1 環境保全に関する法律

- ・環境基本法(平成5年)
- ・水質汚濁防止法(昭和45年)
- ・大気汚染防止法(昭和43年)
- ・土壌汚染対策法(平成14年)
- ・下水道法(昭和33年)
- ・騒音規正法(昭和43年)
- ・悪臭防止法(昭和46年)
- ・振動規制法(昭和51年)
- ・工業用水法(昭和31年)
- ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年)
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律(平成4年)
- ・環境影響評価法(環境アセスメント法)(平成9年)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年)

- ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年）
- ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年）
- ・生物多様性基本法（平成20年）

2 資源・廃棄物に関する法律

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年）
- ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年）
- ・循環型社会形成推進基本法（平成12年）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）（平成3年）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（平成10年）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年）
- ・食品循環資源の再利用化等の促進に関する法律（食品リサイクル法）（平成12年）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の促進に関する特別措置法（平成13年）
- ・小型家電リサイクル法（平成25年）

3 化学物質などに関する法律

- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年）
- ・消防法（昭和23年）
- ・高圧ガス保安法（昭和26年）
- ・農薬取締法（昭和23年）
- ・毒物及び劇物取締法（昭和25年）
- ・麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年）
- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年）
- ・化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年）
- ・サリンなどによる人身被害の防止に関する法律（平成7年）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成12年）
- ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年）
- ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成

13年)

4 健康・安全に係る法律

- ・労働基準法（昭和22年）
- ・労働安全衛生法（昭和47年）
- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年）